

身体障がい者指導台帳

千葉県野田市福祉事務所

ケース番号	—
手帳番号 手帳交付年月日	第 号 年 月 日交付
ケース開始 年 月 日	年 月 日 新規 転入
ケース終了 年 月 日	年 月 日 転出 死亡

ふりがな 氏 名	年 月 日生(男 女)	受 傷 の 状 況	
職 業			
本拠地	都 道 府 県	(電話番号)	
住 所	野田市	変 更 年 月 日	年 月 日
	野田市		年 月 日
			年 月 日
障 害 名		等 級	第 種 級 (年 月 日交付)
障 害 名		等 級	第 種 級 (年 月 日変更)

執 務 日 誌

() 月

日 付	訪問又は来所	ケース番号 及び氏名	障がい区分	執 務 概 要 (相談、指導及び措置)
日 曜日				
日 曜日				
日 曜日				
日 曜日				

判 定 依 頼 書

第 号
年 月 日

身体障害者更生相談所長 様

野田市福祉事務所長

印

下記の者に対する判定を依頼します。

記

ふりがな 氏 名		男 女			年 月 日生 (歳)
住 所					
身体障害者 手 帳	交 付 年月日		年 月 日	番 号	第 号
障 害 名	(種 級)				
判 定 依 頼 事 項					
援 護 の 経 過					
備 考					

判 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

先に申請のあった については、専門的判定の必要がありますので 年
月 日に 身体障害者更生相談所において判定を行うことになりました。
なお、当日は本書を持参してください。

記

- 1 身体障害者手帳番号
- 2 判定依頼事項

措 置 結 果 報 告 書

第 号
年 月 日

身体障害者更生相談所長 様

野田市福祉事務所長

印

先に判定を受けた
す。

については、次のような措置を行ったので報告いたしま

身体障害者手帳 交付 記載事項変更 通知書

第 号
年 月 日

保健所長 様

野田市福祉事務所長

印

を 交 付
下記のとおり身体障害者手帳の記載事項が変更 されたので身体障害者福祉法施行令

第 8 条第 2 項
第 1 1 条の規定により通知します。

記

- 1 現 児童氏名旧 年 月 日生 性別男 女
- 2 現 住 所旧
- 3 現 保護者氏名旧 年 月 日生 続柄
- 4 現 住 所旧
- 5 身体障害者手帳交付年月日 (変更届受理年月日) 年 月 日
- 6 身体障害者手帳番号 県第 号
- 7 障害名及び等級 等級

身体障害者死亡通知書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

野田市福祉事務所長

㊟

下記の者について、 年 月 日をもってその死亡が確認されたので通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 住 所
- 3 生 年 月 日

手帳番号		交付年月日	
障害名		死亡年月日	

入 所 依 頼 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

④

身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により、次の者の入所を下記により貴施設に依頼
します。

住 所
氏 名
生年月日

(男 女)
年 月 日 (満 歳)

記

- 1 入所期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 その他

入 所 委 託 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

印

身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により、次の者の入所を下記により貴施設に委託することに決定しましたので通知します。

住 所
氏 名
生年月日

(男 女)
年 月 日 (満 歳)

記

- 1 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 その他 委託した身体障害者が無断で退所する等の事故が発生した場合は、速やかに通知してください。

措置決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

身体障害者福祉法第18条第2項の規定による措置を次のとおり決定したので通知します。

入所（通所）施設の名称			
入所（通所）施設の所在地			
入所（通所）期日		入所（通所）予定期間	
備考			
施設に入（通）所は、施設の規則、職員の注意をよく守ってください。			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措置変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

身体障害者福祉法第18条第2項の規定による措置を次のとおり変更決定したので通知します。

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 解 除 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長

㊟

身体障害者福祉法第18条第2項の規定による措置を次のとおり解除するので通知します。

解除する措置	
解除年月日	年 月 日
解除理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をする

ことや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

措 置 解 除 通 知 書

第 号
年 月 日

様

野田市福祉事務所長



次の者に係る身体障害者福祉法第18条第2項の規定による貴施設への措置を解除した
ので通知します。

氏 名

1 解除年月日

年 月 日

2 解除理由